

税 保険 年金 福祉

諸制度の窓口

生活を送る上で欠かせない各種の制度関連の情報をお知らせします。17ページからの「お知らせ」もご覧ください。

税金

△**所得税の還付申告は1月から税務署で受け付けます**▽
 税務署では、医療費控除などの還付申告を1月4日(金)から受け付けます。確定申告書(平成14年1月から新しい様式になりました)は、ご自分で記入して税務署の窓口へ直接行くか郵送で提出しましょう。税務署にお越しの際には、印鑑、前年の確定申告書などの控え、計算器具、筆記具のほか、源泉徴収票などの必要書類をご持参ください。
 なお、サラリーマンや年金

を受給している方の還付申告の受け付けは、税務署のほか次の会場でも行います(混雑具合により、時間前に受け付けを終了する場合がありますのでご了承ください)。
日時 2月4日(月)～28日(木)の午前9時30分～午後4時(土・日曜、祝日を除く)。
会場 市民会館2階会議室(中央区北1西1)。
 今年から各区特設会場の設置期間が区ごとに異なります。北・西・手稲区は今月号、そのほかの区は2月号の区民のページをご覧ください。
詳細 各税務署

△**住宅用地の申告を**▽
 住宅用地(住宅の敷地)に対する固定資産税・都市計画税の課税標準は特例により減額されます。また、被災住宅用地(災害により滅失などした住宅の敷地)に対する課税標準も特例により災害の発生後2年度分に限り減額されます。
申告していただく方 平成14年1月1日現在、土地を所有する方で、13年中に住宅の新築・改築・取り壊しなどを行った場合、13年1月2日以降に火災などの災害により住宅が滅失・損壊した場合です。
申告期限 1月31日(木)。
申告先・詳細 土地の所在する区

役所(17ページ)の課税課
△償却資産の申告を▽
 平成14年1月1日現在、市内で事業を営み、事業用償却資産(事務機器・店舗用備品・各種機械工具など)をお持ちの方には、固定資産税が課税されます。「償却資産申告書」を償却資産のある区へ提出してください。申告用紙が届いていない方、不明な点がある方はご連絡ください。
申告期限 1月31日(木)。
詳細 区役所(17ページ)の課税課

△給与支払報告書の提出を▽
 給与支払報告書の提出期限は1月31日(木)です。1月1日現在、従業員が居住している市町村ごとに区分し、総括表を添えて該当する市町村へ直接提出してください。従業員の居住している住所と住民登録上の住所が異なる場合は、住所について個別の判定が必要になりますので、区役所までご連絡ください。
詳細 区役所(17ページ)の課税課

△市税の納付は安心・便利な口座振替自動払い込みで▽
 市・道民税(普通徴収分)と固定資産税(償却資産分を含む)・都市計画税は、口座振替で納付できます。現在、平

成14年度分から新たに口座振替される方の申し込みを受け付けています。平成13年度分の納税通知書に同封のがき式の申込書をお送りいただくか、預貯金通帳とその届け出印をご持参の上、預貯金口座のある金融機関、郵便局が区役所納税課でお申し込みを。
 なお、申込書の「納税通知書番号」欄には、市・道民税については平成14年1月1日現在の住所の区名を記入し、固定資産税については土地・建物または償却資産の所在する区名を記入してください。
詳細 納税指導課(211)2292

1月31日(木)は、市・道民税(第4期分)の納期限です。

固定資産税の納付はお済みですか。市税は快適な暮らしを支える大切な財源です。

医療助成

市内に住民登録か外国人登録があり健康保険に加入している方が対象です。事前に区役所で受給者証の交付申請をしてください。
△乳幼児医療費▽
対象 6歳未満の乳幼児(主と

広告欄